

一、本會は、労働者保護の目的を以て、労働者の福利を促進し、労働条件の改善を期す。

二、本會は、労働者の教育を奨励し、労働者の知識を向上せしむ。

三、本會は、労働者の健康を維持し、労働者の生活水準を向上せしむ。

四、本會は、労働者の権利を擁護し、労働者の利益を代表す。

五、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

六、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

七、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

八、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

九、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

十、本會は、労働者の意見を労働者に伝達し、労働者の意見を労働者に反映せしむ。

根拠法 労働者保護法

財団法人労働者保護会大阪支所

日本労働同盟石山三工場従業員組合  
 旭ペンベルグ絹糸株式会社  
 大津工場 従業員 一同

旭ペンベルグ株式会社大津工場 御中

ラ手交シ同日午後八時迄ニ回答ヲ求ムル旨述べ會見ヲ終レルガ争議團側ニ於テハ石山粟津町鶴ノ屋旅館ニ争議團本部ヲ設ケ午後二時頃工場附近ニピラヲ撒布シ結束ヲ固メタリ、一方大阪府聯合會ニ於テハ緊急對策ヲ協議シ積極的ニ應援ヲ決定シ十一月一日午前十時本出滋二、吉田篤司外争議團員二名ハ大阪市北區宗是町大阪ビル内同本社ヲ訪問シ社長ニ面會ヲ求メタルガ社長不在ナリシ爲メ庶務課長土山克彦ト會見、同様ノ嘆願書ヲ提出シ翌二日回答ヲ求ムル爲メ再ヒ來訪ノ旨ヲ述べ辭去シタルガ會社側ハ労働關係事項ハ大津工場ニ於テ取扱ヒ居ル關係上本社ニ於テハ一切ノ交渉ニ應ジ得ザル旨ヲ述べ會見ヲ終リ本出滋二ハ直チニ争議地ニ趣キ争議團本部ニ集合セル百餘名ノ従業員ニ對シ東京本部ヨリ來援ノ松